

大田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第20号

大田市財務規則の一部を改正する規則

大田市財務規則（平成17年大田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

(9) 指定公金事務取扱者 法第243条の2第1項の規定により、公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者をいう。

第33条第2項第4号中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第38条第1項中「施行令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「歳入の徴収又は収納の事務」を「公金の徴収又は収納に関する事務」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第39条を次のように改める。

(指定公金事務取扱者の告示)

第39条 市長は、前条第1項に基づき指定公金事務取扱者の決定をしたときは、法第243条の2第2項の規定により告示しなければならない。

第54条第2項中「記名」を「記名押印」に改める。

第72条第1項中「施行令第165条の3第1項の規定により私人に支出の事務」を「法243条の2第1項の規定により私人に公金の支出に関する事務」に、「収入金」を「公金」に改め、同条第2項中「支出の事務」を「公金の支出に関する事務」に改める。

第84条第1項中「施行令第165条の5」を「施行令第165条の4」に改める。

第98条に次の1項を加える。

4 市長は、当分の間、工事請負契約に係る入札及び契約手続の透明性の向上を図るため、必要があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず入札前にその予定価格を公表することができる。

第115条第2項中「入札保証金」を「契約保証金」に改める。

第129条中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第139条第4項中「施行令第165条の6第3項」を「施行令第165条の5第3項」に改める。

第202条第1項中「法第243条の2の2第1項各号」を「法第243条の2の8第1項各号」に、「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第3項中「法第243条の2の2第1項各号」を「法第243条の2の8第1項各号」に改める。

別表第1の22 償還金、利子及び割引料の項中「支払期日及び支出決定のとき」の次に「。ただし、償還金及び利子については、起債台帳等において金額を確認したとき」を加える。

別表第3中「管財課」を「総務課」に改める。

別表第5中「身分を示す証票（収入事務受託者）」を「身分を示す証票（指定公金事務取扱者）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。